白川町訓令甲第３７号

庁　中　一　般
各 出 先 機 関

白川町住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年６月１日

白川町長　　佐　伯　正　貴

白川町住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱の一部を改正する訓令

白川町住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱（平成１４年白川町訓令甲第１０号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（情報資産管理） 第１７条　（略） ２　前項の情報資産のうち、本人確認情報、当該本人確認情報が記録されたサーバに係る帳票、＿＿＿＿＿＿＿＿個人番号カードの管理責任者（以下「本人確認情報管理責任者」という。）は、セキュリティ責任者をもって充て、その他の情報資産の管理責任者（以下「情報資産管理責任者」という。）は、システム管理者をもって充てる。	（情報資産管理） 第１７条　（略） ２　前項の情報資産のうち、本人確認情報、当該本人確認情報が記録されたサーバに係る帳票、住民基本台帳カード及び個人番号カードの管理責任者（以下「本人確認情報管理責任者」という。）は、セキュリティ責任者をもって充て、その他の情報資産の管理責任者（以下「情報資産管理責任者」という。）は、システム管理者をもって充てる。
（本人確認情報管理責任者） 第１８条　（略） ２　本人確認情報管理責任者は、本人確認情報の記録されたサーバに係る帳票、＿＿＿＿＿＿＿＿個人番号カードに関して、適切な管理を行うために必要な措置を講じなければならない。	（本人確認情報管理責任者） 第１８条　（略） ２　本人確認情報管理責任者は、本人確認情報の記録されたサーバに係る帳票、住民基本台帳カード及び個人番号カードに関して、適切な管理を行うために必要な措置を講じなければならない。

附　則

この訓令は、令和８年６月１日から施行する。